

○鎌倉市観光基本計画推進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、第2期鎌倉市観光基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、地域一丸となって観光振興を推進していくことを目的に、鎌倉市観光基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、各種観光振興事業の推進、連携及び連絡調整に関する事項とする。

(組織)

第3条 協議会は、会員35人以内をもって組織する。

2 会員は、観光関係団体、観光事業者、寺社及び生産者等の代表者並びに別途設置される鎌倉市観光基本計画進行管理委員会及び個別検討部会の代表者等のうちから、この協議会の所掌事務を所管する部長等が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、この協議会の所掌事務を所管する部長等をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 会員の任期は、指名された日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任は妨げないものとする。

2 会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、当該会員の指名により代理で出席した者及びあらかじめ会長あての委任状を提出した者については出席したものとみなす。

(幹事会の設置)

第7条 会議の作業部会として、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、会長の指名する会員若干名をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別検討部会)

第9条 協議会は、下部組織として、個別検討部会を設置することができる。

2 個別検討部会は、新たな課題を研究し、既存観光事業の見直しを検討する。

3 個別検討部会の連絡調整を目的として、個別検討部会の代表者による個別検討部会連絡会を設置することができる。

(イベント連絡会)

第10条 協議会は、下部組織として、イベント連絡会を設置することができる。

2 イベント連絡会は、文化・観光振興に繋がるイベント等に取り組み、かつ、基本計画の趣旨に賛同する団体の代表者等のうち、会長が指名したもので構成し、イベントに関する意見及び情報交換を行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

(観光振興推進本部設置要綱の廃止)

2 鎌倉市観光振興推進本部設置要綱は、廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成27年5月12日から施行する。